

令和6年第6回下松市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和6年6月27日(木) 午後1時30分～午後2時10分
- 2 開催場所 下松市役所 5階 502会議室
- 3 出席委員等
教育長 玉川 良雄
委員 江口 雄二
委員 林 哲人
委員 木佐谷 真理子
委員 笠谷 由美子
- 4 会議に出席した事務局職員
教育次長 引頭 康行
学校教育課長 藤田 康伸
学校給食課長 小林 政幸
生涯学習振興課長 戸高 孝文
図書館長(兼) 下松中央公民館長 桑島 洋明
- 5 会議の書記 教育総務課課長補佐 金子 麻紀
- 6 会議録の署名委員 江口 雄二 木佐谷 真理子
- 7 会議の傍聴人 0人
- 8 会議に付した議題
(1) 議案第7号 下松市立学校施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について
(2) 議案第8号 下松市立学校施設開放実施要綱の一部を改正する要綱について
(3) 議案第9号 下松市立学校プールの管理及び運営に関する規程について
(4) 報告第24号 専決処分について
(5) 報告第25号 下松市就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱について
- 9 会議の付議の顛末

○**教育長** それでは、6月の教育委員会会議定例会を行います。

本日の議事録署名委員ですが、江口委員、木佐谷委員でお願いをいたします。

本日の議題ですが、本日は議案が3件と報告が2件ございます。

それでは、議事に入ります。

(1) **議案第7号 下松市立学校施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について**

(2) **議案第8号 下松市立学校施設開放実施要綱の一部を改正する要綱について**

○**教育長** 議案第7号、下松市立学校施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について

及び議案第8号、下松市立学校施設開放実施要綱の一部を改正する要綱についてを一括して上程いたします。

担当のほうで説明をお願いいたします。引頭教育次長。

○教育次長 議案第7号、下松市立学校施設開放条例施行規則の一部を改正する規則及び議案第8号、下松市立学校施設開放実施要綱の一部を改正する要綱についてを一括してご説明いたします。

これらの議案は、部活動地域移行の一環として、中学生のスポーツ活動をこれから行う団体が今からできてきます。その団体の登録が来月からスタートすることになっております。この団体、下松地域クラブが学校施設を使用することについて、規定を整備するものであります。

まず、議案第7号は1ページからになります。

規則では、使用料の減免について規定しております。これを新たにスポーツ少年団と同等に全額減免とするように改定を行います。

そのほか、それに伴う様式の変更、字句の改正を行っております。

次に、議案第8号は6ページになります。

下松市立学校施設開放実施要綱では、学校施設の使用に当たっての優先順位を設けておりますが、これも新しくできる下松地域クラブについて、スポーツ少年団と同等になるよう規定を改正するものであります。

説明は以上になります。

○教育長 それでは、質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、御質問のある方は挙手をお願いいたします。質問はございませんか。江口委員。

○委員 学校の施設を借りるクラブとか団体は、大体いつも決まっている団体ですか。

○教育長 引頭次長。

○教育次長 これから、中学生を主体とした部活動の代わりに団体を、競技団体や地域の方が新しくつくることになりますので、今使われている団体とはまた別の団体になります。

○委員 分かりました。例えば、具体的に言いますと、昼間だけでなく夜も運動とか課外活動をする場合があると思うのですが、例えば、ナイター設備とか、体育館はいいとして、そういったものが出る場合もあるのではないかと思います。そこまで考えているのですか。

○教育長 引頭次長。

○教育次長 現在のところは、夜間に外のグラウンドで何かをするということまでは考えておりません。

○委員 もし要請があった場合はどうですか。

○教育長 引頭次長。

○教育次長 要請がありましたら、そのときにまた検討をしたいと思います。

○委員 分かりました。

○**教育長** 今、学校施設でナイター設備を備えているところはないですね。引頭次長。

○**教育次長** ありません。

○**教育長** 市の施設のほうはわかりますか。引頭次長。

○**教育次長** 市の施設については、市民グラウンドはナイター設備があったと思います。

○**委員** スポーツ公園はないのですね。

○**教育次長** なかったと思います。

○**教育長** 木佐谷委員。

○**委員** 市の施設は、減免とかはないということですね。

○**教育長** 引頭次長。

○**教育次長** 市の施設、体育施設ですね。それはまた別に、体育施設の条例のほうで決まっております。

○**委員** 減免ができるように。

○**教育次長** 恐らくなるはずです。

○**教育長** それ市の条例で。

○**教育次長** 市の条例か規則か、ここで議論するものではないので、今どうなっているか存じませんが、同じような形になるはずです。

○**委員** 基本的には土日、祝日メインという感じですか。

○**教育長** 引頭次長。

○**教育次長** 学校は、平日の夜間と小学校は土日、中学校につきましては、現在はまだ部活動がございますので、土日については夜間のみになります。

○**教育長** よろしいですか。林委員。

○**委員** 学校を使う場合、中学校なら中学校にある部活がそのまま休みの日とかになることがありますよね。そういう場合に、学校の備品というか、保護者の方から体育文化後援会費というのを学校のほうが集めていて、そのお金によって部活動費とか備品を買ったりすることもあるので、それを使うのはどうだろうかというような話を聞いたこともあるのですが、その辺はどうですか。

○**教育長** 引頭次長。

○**教育次長** 基本的には学校の備品は使えないと思います。ただ、例えばバスケットゴールとか、設備品については使えます。その辺も今後、地域クラブ活動に参加している家庭の負担等もありますので、課題として、市長部局の地域クラブ活動の担当部局と学校と相談しながら、課題を解決していく必要があると、そういうふうを考えています。

○**教育長** 小学生がスポーツ少年団で活動していますけれど、これは基本的に家庭負担です。ただ、今から地域クラブを立ち上げるということで、資金の面とか、備品の面とか、いろいろやりたいけれども、人もいるけれども、場所がないということで、いろいろ意見や話が私の耳にも入ってくるのですが、それを林委員さんも言われましたけれど、学校、保護者を交えて、教育委員会等が対応できるところは早急にやっていくようにしてもらいたい

などと思います。

学校教育課のほうも協力していただけたらと思います。そのほか、ございますか。よろしいですか。

それでは、この議案に対して異議がある方はございますか。（「異議なし」と言う者あり。）ありませんね。異議なしと認めます。それでは、全会一致で可決ということにいたします。

（３）議案第９号 下松市立学校プールの管理及び運営に関する規程について

○**教育長** 続きまして、議案第９号、下松市立学校プールの管理及び運営に関する規程についてを議題といたします。担当のほうで説明をお願いいたします。引頭教育次長。

○**教育次長** 議案第９号、下松市立学校プールの管理及び運営に関する規程の一部を改正する規程について、ご説明いたします。この議案は、９ページになります。

この議案は学校プールの使用について、学校教育に支障がない場合、子ども会に使用を認めている状況でございますが、子ども会以外においても、教育委員会が認めた場合は使用できるように変更をするものでございます。

説明は以上です。

○**教育長** では質疑に入ります。ただいまの説明に対しまして、御質問のある方は、挙手をお願いいたします。笠谷委員。

○**委員** もし分かればですが、今、子ども会での使用状況というのはどのぐらいですか。

○**教育長** 引頭次長。

○**教育次長** ほとんどない状態です。子ども会自体の活動がかなり減っておりますので、子ども会はほとんどないです。

○**教育長** 木佐谷委員。

○**委員** 子ども会以外で適当と認めたものというのは、どのような方が現時点では当てはまるのかとか。

○**教育長** 引頭次長。

○**教育次長** 現時点では、豊井小学校で地域の幼稚園さんが使いたいという要望を聞いています。それから、将来的には先ほどの地域クラブ活動ですとか、そういうことも想定はできるのかなというふうに思っています。

○**教育長** よろしいですか。（「はい」と言う者あり。）そのほか。江口委員。

○**委員** 細かいことですが、子供の漢字を子ども会と平仮名にしたのは、指摘があったのですか。

○**教育長** 引頭次長。

○**教育次長** 特に指摘はなかったのですが、昔は漢字で「供」を表記しておりましたが、今現在は子ども会の「ども」は平仮名表記が多くなっておりますので、現状に合わせ

たということです。

○**教育長** その他ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、この議案に対して異議がある方はいらっしゃいますか。異議なしということではよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり。）それでは、全会一致で可決ということにいたします。

（４）報告第２４号 専決処分について

○**教育長** 続きまして、報告議案に入ります。

報告第２４号、専決処分についてを議題といたします。担当のほうで説明をお願いいたします。引頭次長。

○**教育次長** 報告第２４号、専決処分についてご報告いたします。資料は１１ページからになります。

このたびの専決処分は、市議会６月定例会に、教育費に関する令和５年度補正予算が議案提出されるに当たり、教育委員会の意見として異議なしとすることを専決処分したものでございます。

１３ページを御覧ください。教育費につきまして、３０億６６３万６,０００円の予算に２０６万１,０００円を補正して、３０億８６９万７,０００円の予算とするものでございます。

この議案につきましては、昨日の６月２６日の市議会において議決されております。

詳しい内容について担当よりご説明をしたいと思います。

１４ページを御覧ください。

まずは教育総務課関係ですが、一番上の事務局費でございます。教育長の給与に関し、下松市特別職報酬審議会の答申を踏まえ給与月額が改定されたため、６万１,０００円の補正を行っております。教育総務課関係分は以上になります。

○**教育長** 続きまして、学校給食課長、お願いいたします。

○**学校給食課長** 学校給食課所管予算について説明いたします。資料の１４ページをご覧ください。

小学校給食センター管理運営費３億５,１８７万２,０００円の予算に１００万円の補正額を計上し、３億５,２８７万２,０００円とするものです。

内容としましては、小学校給食センターに学校給食備蓄品整備事業として、停電等による調理困難による提供する備蓄食品を整備するための補正予算となっております。停電や調理機器のトラブルなどにより調理ができなくなった場合に、代替として提供できる備蓄品を整備するものです。

内容は、白ご飯とヒートレスシチューの１,６５０食整備するものです。

次に、中学校給食センター管理運営費２億１,５５２万円予算に１００万円の補正額を計

上し、2億1,652万円とするものです。

内容としましては、中学校給食センターに、小学校給食センターと同様に、学校給食備蓄品整備事業として、停電等による調理困難時に提供する備蓄食品を整備するための補正予算となっています。

内容も、小学校給食センターのように、白ご飯とヒートレスシチューを1,650食整備するものです。

中学校給食センターで仮に調理困難な状況になった場合は、中学校給食センターの予算に組んでおります1,650食で対応するようになります。

仮に小学校給食センターで調理困難な状況になった場合は、小学校給食センターでは1日約3,300食の給食を調理していますので、小学校給食センターの1,650食と、中学校給食センターの1,650食を合わせた3,300食で対応するように考えております。学校給食課からの説明は以上でございます。

○**教育長** それでは、専決処分について説明が終わりましたが、質問がある方は、挙手をお願いいたします。江口委員。

○**委員** 非常に大変に良い対応だと思うのですが、今までこういった事態の停電がありましたか。

○**教育長** 小林学校給食課長。

○**学校給食課長** 停電で給食の調理がストップしたことは聞いてはいないのですが、去年の秋頃に1、2分くらい停電があつて、やはり調理の提供が難しくなったことがありました。その時に、考えるべきではないかということで課内協議をしまして、やはり備蓄品の整備というところを整えるべきだろうということになりました。去年一瞬の停電が起りましたが、そのときはすぐ復旧しましたので、給食提供に影響がない状況でした。

以上です。

○**委員** 大型災害が多くなりそうなので、これは大変にいいことだと思います。この備蓄食品は何年くらいもつのでしょうか。

○**教育長** 小林学校給食課長。

○**学校給食課長** 賞味期限が大体5年ぐらいになります。今回の備蓄食品が停電とか、調理機器のトラブル、こちらの機器も定期的に保守点検等を行っているので、機器トラブルが起こって提供が難しくなったということはないのですけれど、そういったところを想定しているところになります。

大きい災害となると、学校自体が休校という形になりますので、それぞれ小学校、中学校センターで何らかのトラブルが起こったときに、給食が提供できるような備蓄の整備をしていくというところで、今回の補正予算に計上したところです。

以上です。

○**教育長** これ県内のある市で、給食の提供ができないというような事故があつて、その市で備蓄食品を整備したということを見習って、これを参考にやっっていこうというのが一つ

導入した理由です。小林学校給食課長。

- 学校給食課長** 先ほどの停電のところも去年あったのですけれど、去年、宇部市さんで、そのときは異物混入が原因だったのすけれど、そのときにカレーが代替食だったと思うのですけれど、それを提供しているというケースがありました。そういったところも参考にして、備蓄品を整える予定にしています。
- 教育長** そのほかございますか。よろしいでしょうか。（「なし」と呼ぶ者。）
それでは、報告第24号につきましては報告案件ですので、ご了承のほどよろしくお願います。

（5）報告第25号 下松市就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱について

- 教育長** 続きまして、報告第25号、下松市就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。担当のほうで説明をお願いいたします。藤田学校教育課長。
- 学校教育課長** 報告第25号、資料15ページになります。下松市就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱について、ご説明いたします。

これは、就学援助の認定審査に用いる生活保護基準額について、国の最新の保護基準を踏まえ、受給者に不利益にならないよう、教育委員会がどの時点の保護基準額を用いるのか判断を行った上で、認定審査を行うために要項を改めるものです。

本市では、平成24年までは、就学援助の申請があった場合には、生活保護基準額に基づいて測定した需要額、または特別支援教育就学奨励費の保護基準額より算定した需要額、この2つのどちらかの有利なほうを基にして支給対象を認定していました。

ところが、平成25年度8月から、生活保護基準額の引下げが始まったことに伴い、変更のなかった特別支援教育就学奨励費の保護基準額を基に算定を行って、就学援助制度に影響がないようにしてきたわけです。

ところがこのたび、この特別支援教育就学奨励費の保護基準のほうも見直しをされて、こちらの基準も変わってきました。これに伴って、基準を見直していかないと受給者に不利益が出るということで、見直していくというものです。

新基準を用いて令和5年度のものへの検証を行ったところ、現在受給を受けられていた世帯のうち21世帯は受けられないことになってしまいます。ですから、繰り返しになるわけなのですが、改正前の特別支援教育就学奨励費の保護基準額に基づいて審査が行えるよう、教育委員会で判断できるように要綱を改正するものです。

説明は以上でございます。

- 教育長** それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いいたします。
複雑で難しいのですけれど、具体的な数字とか持ってないのですか。藤田学校教育課長。
- 学校教育課長** 基準自体が、いろいろなものを合算して想定するので、1つの数字にならないから非常に難しいです。ですから一概にどうとは言えないのですけれども。

ただ、今の基準が変わってくるので、それによって受給されない方が出ないように、前の基準が使えるようにするというのが、この改正の目的です。

○**教育長** 今回の基準で算定した場合は、21世帯が認定不可になるところを、これで改定すると皆認定ということですか。藤田課長。

○**学校教育課長** 令和5年度のものについては、昔から使っている基準なのでオーケーです。新しいものにしてしまうと、いわゆる基準が変わってきますので、今言ったように21件ですが、これが受けられなくなるというふうな基準になってしまいますので、それを前の基準が使えるようにこの要綱を改正するという事です。

○**教育長** 今回の改定の中で、別表第2の2の項のところの「何々により算定した」を、「何々に基づき教育委員会が別に算定した」というところですね。ここを、ちょっと具体的な数字はないけれど、改良されたというところでもいいのですかね。藤田学校教育課長。

○**学校教育課長** はい、今のおっしゃられたとおりで、そこが算定数ではなく、それを教育委員会が別に定めるところにより算定していくということで、いわゆる受給者の方にとって不利にならないようにしていくというのが今回の改定です。

○**教育長** 国のほうで定めた基準が弱いですね。各自治体のほうで保護者に、就学援助世帯に不利益が生じないように手当をするという形になっているわけです。これは、そういうふうな変更というか、そういうのをよく組み合わせたなと思うのですけれど、何かその辺の事情とか分かりますか。藤田課長。

○**学校教育課長** 国のほうの事情というのは、ちょっと詳しくは分からないのですが、うちは就学援助のほうについては、市のほうが主になって行っておりますので、その国のいろいろな基準を参考にしながら市として体制はつくれるということなので、国が難しい変更になったときでも、その前あった基準を参考にしながら、市としてはこういうふうにやっていますよというふうにつくれるという形というふう聞いています。

○**教育長** どこの市町も同じように改定をされていくということですね。藤田課長。

○**学校教育課長** 他市の状況はちょっとはつきりとは分かっていないのですが、国に合わせて動かれるところもあるかと思えば、このようにお困りのところに手が届くようにしていかなければいけないと思いますので、できるだけ基準を改善するようであれば、変えていったほうが良いということは思います。

○**教育長** 県内横並びじゃないということですね。

そのほかございますか。江口委員。

○**委員** この援助費というは各家庭によって違うのですか。あるいは固定されたものですか。

○**教育長** 藤田学校教育課長。

○**学校教育課長** 各家庭によって異なることもあります。例えば、学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費とか、学校給食費がありますので、そういったものを合算、また医療費もあるか、合算していくので、支給されるような額は当然違います。

それから、先ほどありました需要額というのですか、幾ら要るよというのは、そこに家

族がどのくらいいるかとか、お子さんが何人いるとか、それによってもまた変わってくるので、やはり各家庭によって要る額も変わるし、それによって多少支給される額も変わるということです。

○委員 そのほかございますか。（「なし」と呼ぶ者あり。）よろしいでしょうか。それでは、この議案は報告ですので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

本日の議題は以上です。

～ その他報告・連絡事項 ～

○教育長 それでは、その他の報告等がありましたら、よろしくお願いいたします。引頭次長。

○教育次長 本日は、移動教育委員会会議のチラシをお配りしております。これは山口県の教育委員会の定例会を各市町に出向いて、各市町に会場を設定して行っているものでございます。お知らせさせていただきます。

以上です。

○教育長 そのほかございますか。金子課長補佐。

○教育総務課課長補佐 令和6年7月の行事予定をお伝えします。

16ページです。7月の予定は、25日木曜日に定例会が行われます。定例会終了後に臨時会で、教科用図書関係の会議が行われます。

以上です。

○教育長 そのほかございますか。 それでは、以上で6月の教育委員会定例会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後2時10分終了